

トピックス●雇用保険の被保険者資格取得の手続が簡略化されました

労働者を新たに雇用保険に入れる場合、今まで必要だった「添付書類」の提出が原則、不要になっています。改めて確認をしておきましょう。

被保険者資格取得の手続の簡略化

平成22年4月1日以降に雇用保険に適用されることになった労働者の被保険者資格取得届には、**原則**、添付書類の提出が不要になりました。

添付書類とは、「労働契約に係る契約書」「労働者名簿」「賃金台帳等の当該適用事業に係る被保険者となったことの実態およびその事実のあった年月日を証明することができる書類」のことです。

■例外:添付書類が必要となる場合

- ① 雇用保険に加入する労働者が初めて出た場合
- ② 被保険者資格取得届について届出期限(被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日)を過ぎて提出する場合
- ③ 過去3年間に事業主の届出に起因する不正受給があった場合
- ④ 労働保険料の納付の状況が著しく不適切である場合 など
※公共職業安定所において、届出内容を確認する必要がある場合には、後日、添付書類の提出を求められることがあります
※社会保険労務士、労働保険事務組合を通じて提出する場合には、上記に該当する場合でも、原則として、添付書類は不要です

〈補足〉事業主と同居している親族、株式会社等の取締役等についての届出である場合には、添付書類とは別に、雇用関係を確認する書類の提出が必要ですので注意してください

参考:雇用保険に入れるべき人の範囲が4月1日より広がっています

先月の事務所通信でもお伝えしましたが、雇用保険被保険者の範囲が広がっています。こちらもご注意ください。

■非正規労働者に対する適用範囲の拡大

【改正前の適用基準 (次のいずれにも該当すること)】

- 6か月以上の雇用見込みがあること
- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること



【改正後の適用基準 (次のいずれにも該当すること)】

- 31日以上の雇用見込みがあること
↑波線の部分を緩和!
- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

※事業主の方は、上記の基準にあてはまる労働者を雇い入れた場合、「翌月10日まで」に、被保険者資格取得の手続を行う必要があります

詳しくは、当事務所にお問い合わせください

